

## 地域企業人材確保支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域企業人材確保支援補助金（以下「補助金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 本補助金は、人材不足の課題を抱える企業に対し、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用した際の手数料を補助することで、企業と求職者のマッチングを支援するとともに、雇用機会の創出や職場定着につなげ、継続的な雇用への促進を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、以下のすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 中小企業、個人事業主又は組合等であること。ただし、政治団体、もしくは宗教上の組織又は団体は除くものとする。
- (2) 旭川市内に事業所を有し、営業を行っていること。
- (3) 旭川市の市税（個人事業主の場合は、住民票の住所における市町村税）を滞納していないこと。（旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が必要）
- (4) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項、又は同条第13項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号、同条第2号、又は同条例第7条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) その他、補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、求人に当たり、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを令和6年5月1日から令和6年9月30日の期間（以下「対象期間」という。）で利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った利用料とし、消費税額及び地方消費税額、並びに振込手数料は当該利用料から除くものとする。

### (補助率等)

第5条 補助金は、補助対象経費の10分の10とし、1事業者当たり30万円を上限とする。

### (登録申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める方法により誓約・確認書（様式第1号）を添えて登録申請を行わなければならない。

- 2 登録は、最大100件までとし、100件を超える申請があった場合には、抽選により決定するものとする。
- 3 登録申請は、1企業及び1個人で1件とする。
- 4 市長は、登録を決定したときは、登録申請を行った者に対しその旨を様式第2号により通知するものとする。
- 5 市長は、登録しないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 登録の決定通知を受けた者で補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に定める書類を添えて、提出しなければならない。なお、本補助における交付申請は、1企業当たり1回限りとする。

- (1) 補助対象経費明細書(様式第4号)
- (2) サービス提供事業者を支払う利用料の内訳が分かる書類
- (3) 利用料の支払完了がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定する。

(補助金交付決定等の指令)

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付を決定したときは、申請者に対しその旨を様式第5号により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、期日を定め補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が本補助金交付決定内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、本補助金の交付の全部、又は一部を取消すことができる。

- 2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の交付があった後においても適用する。

- 3 市長は、補助金交付決定の全部、又は一部を取消した事業者に対し、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(理由の提示)

第 12 条 市長は、前条第 1 項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管するものとし、市長が必要と認めるときは、提示し、又はその内容を報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

様式第1号

誓約・確認書

(宛先) 旭川市長

地域企業人材確保支援補助金募集要領の記載内容を理解し、その内容を遵守するとともに、申請内容（関係書類含む）に虚偽の記載がないことを誓約します。

年 月 日

氏名（法人の場合は、名称・代表者職氏名）

印

---

(署名又は記名押印)

様式第2号

旭 経 総 第        号  
                    年    月    日

                    様  
(登録 第    号)

旭川市長 今津 寛介

登 録 決 定 通 知 書

          年    月    日付けで申請のあった地域企業人材確保支援補助金について、登録となりましたので通知します。

様式第3号

地域企業人材確保支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請者)

所在地

名 称

代表者職氏名

(登録 第 号)

地域企業人材確保支援補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助対象経費明細書
- (2) サービス提供事業者に支払う利用料の内訳が分かる書類
- (3) 利用料の支払完了がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号

補助対象経費明細書

(登録第 号)

支払日	サービス提供事業者への 支払総額(税込)	うち利用料(税抜き)
合計		

備考 1：不足、不要の欄は加筆、削除してもかまいません。

備考 2：交付申請額は「うち利用料(税抜き)」の額となります。

様式第5号

旭経総指令第 号  
年 月 日

様  
(登録第 号)

旭川市長 今津 寛介

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域企業人材確保支援補助金について、次のとおり交付を決定したので、地域企業人材確保支援補助金交付要綱（以下要綱という。）第9条の規定に基づき通知します。

1 交付決定額 金 円

ただし、次の条件を付します。

- (1) 補助金の交付決定後、交付申請に当たり、偽り等によりその申請内容が不相当と認められた場合、要綱第11条の規定に基づき、交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を命ずることがあります。
- (2) 補助対象者は、対象事業の経理についてその他の経理と明確に区分し、その支出の事実を明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を補助金交付日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。